特定非営利活動法人(NPO法人) さくらんぼの風 会員規約

この会員規約は(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人さくらんぼの風(以下「当法人」という)と、当法人の会員(以下「会員」という)との関係に適用する。

第1条(目的)

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条 (会員の定義)

- 1 会員とは、当法人のすべての職種別の会員の総称をいう。
- 2 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動及び事業 を推進する個人の会員をいう。
- 3 活動会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動に参加する 個人の会員をいう。
- 4 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を援助する 個人及び団体の会員をいう。

第3条(入会申込)

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に郵送、FAX、E-mail、または当法人に直接提出することとする。入会申込書を提出しその後当法人より入会金、年会費の通知後、入会金、年会費を支払うものとする。入金確認ができたときに入会が成立し、入会後会員証を発行し会員に送付する。

第4条(入会金及び年会費)

1 入会金及び年会費は次のように定める。

正会員 入会金 2,000 円 年会費 4,000 円

活動会員 入会金 2,000 円 年会費 3,000 円

賛助会員 入会金 2,000 円 年会費 一口 2,000 円

2 入会月により、年会費が月割り計算になることがある。その場合は当法人より年会費入 金額を明示することとし、その後の支払いとなる。

第5条 (入会の成立)

入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局が入会申込書と第3条に定める入会金及 び年会費の入金を確認したときに成立する。

第6条(入会の拒絶)

当法人は、入会申込者が当法人定款第7条に該当する場合、あるいは次の各号に該当する 場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 入会金、初年度年会費を指定期限日を過ぎても未納の場合

第7条(会員資格の有効期間)

- 1 会員資格の有効期間は、当法人決算月末日(毎年3月31日)までとする。
- 2 有効期間満了前に当法人より継続のための案内を送付する。その案内により、次年度の 年会費を指定期限日までに納入することにより会員期間を1年延長することができる。

第8条(会員特典)

- 1 正会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。
- (1) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加するとこができる。
- (2) イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換なども行うことができる。
- (3) 会員自らが様々な企画などを計画し、実行することができる。
- 2 活動会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。
 - (1) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができる。
 - (2) イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換なども行うことができる。
- 3 賛助会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。

イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換なども行うことができる。

第9条 (総会における表決権)

- 1 当法人は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行う。
- 2 総会は、当法人定款に定めるとおり、正会員をもって構成する。

第10条(個人会員の資格継承)

個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとする。第三者への資格継承はできないものとする。

第11条(団体会員の資格継承)

団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した 団体会員は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知する必要がある。

第12条 (会員情報の変更)

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもって その旨を当法人に通知しなければならない。

第13条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第14条(除名)

- 1 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。
- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第15条(退会)

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第16条(拠出金品の不返環)

既に納入した入会金、年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第17条(損害賠償)

- 1 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
- 2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第18条(会員規約の変更)

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。